

# 契約解除 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

### ■クーリング・オフの手続き手順(メール等の場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

### ■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp  
 件名: クーリング・オフ通知  
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日  
 商品名 ○○○○  
 契約金額 ○○○○○○円  
 販売会社 ○○株式会社○○営業所  
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日  
 茨城県○市○町○丁目○番○号  
 氏名 ○○○○

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入(いわゆる訪問買取)</li> </ul>	8日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)</li> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> </ul>	20日間
---	-----	---	------

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、最寄りの**消費生活センター**にご相談ください。

**消費者ホットライン**

局番なし **188**

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。 ※通話料はいずれも有料です

**茨城県消費生活センター**

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

**消費生活相談** 受付時間  
 月～金曜日: 午前9時～午後5時  
 日曜日: 午前9時～午後4時(電話相談のみ)

**029-225-6445**

### 国民生活センター 消費者トラブルFAQ

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、FAQ形式でトラブル解決を支援する情報を提供するものです。時間や場所を問わず、自己解決を支援するツールとなっています。



### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと思われていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

このリーフレットについてのお問い合わせ ●茨城県消費生活センター相談試験課 ☎029-224-4722 令和6年12月作成

# 悪質商法かも!?! 勧誘されたら188番

## 楽しく稼げる



**サイドビジネス商法**

## 簡単に もうかる



**マルチ商法**

## 今日だけ 割引



**美容に関する  
トラブル**



関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

## 消費者ホットライン 188

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

**茨城県消費生活センター**


**029-225-6445**

※通話料はいずれも有料です

いばらき消費生活ナビ

検索

@Ibaraki\_CAN



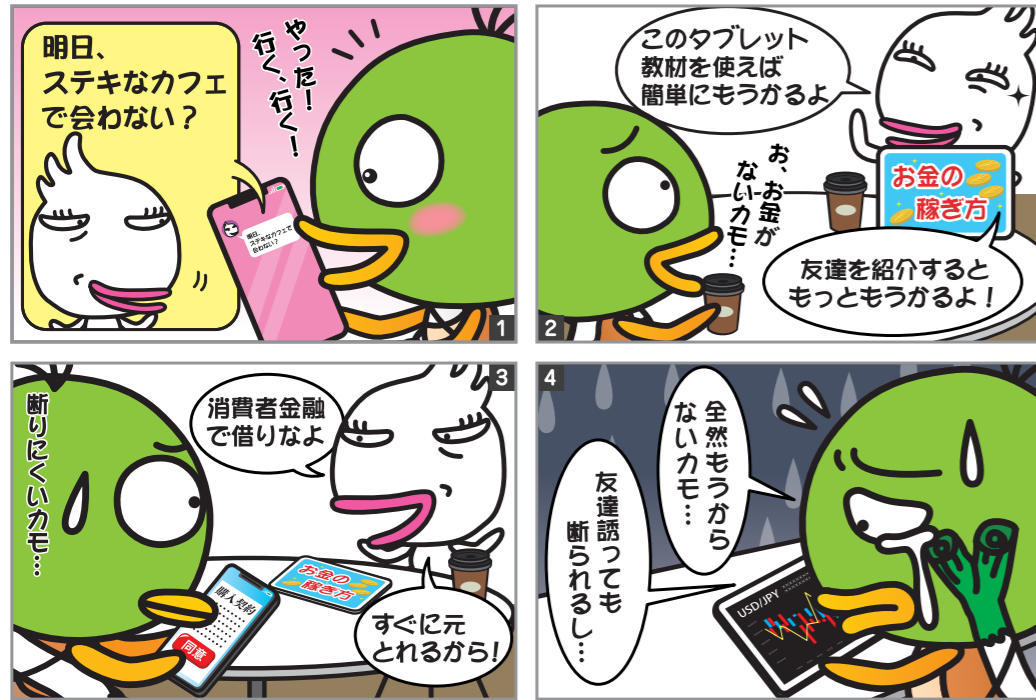
# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

## 美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったら、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



### カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



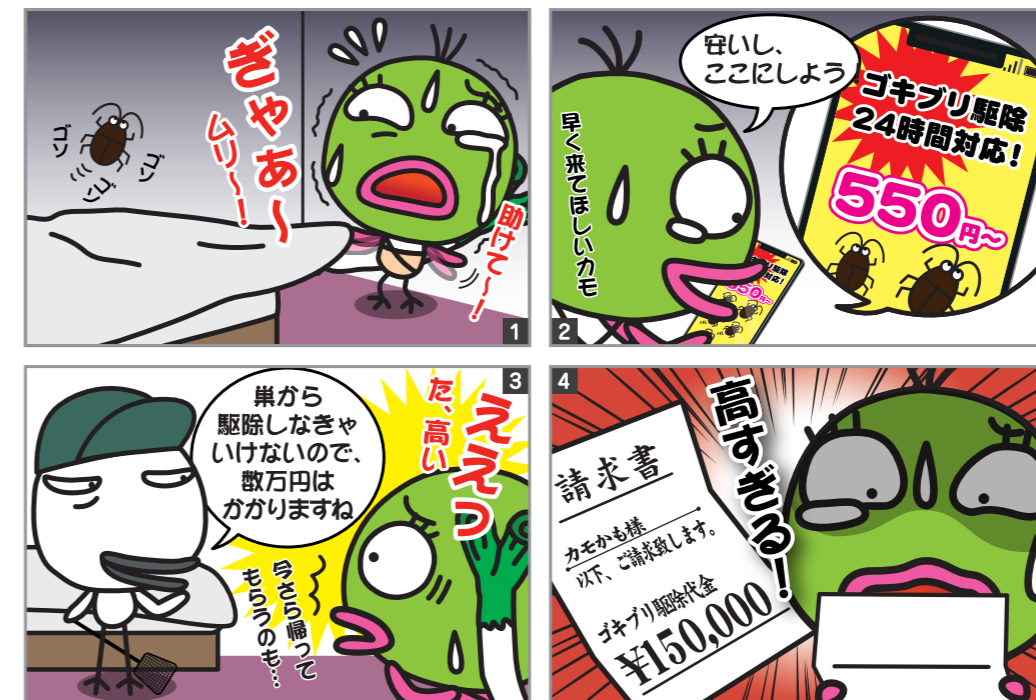
### カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!



## 緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思いい依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



### カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。

### こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。